

皇民修身鑑

尋常科
生徒用
卷之四

檢定申請本

K120.1
33
4

K120.1

33

4

學海指針杜編

尋常科
生徒用

皇民修身鑑

卷之四

版權所有 集英堂藏板

勅諭

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名

御璽

長英敬書

職心 職意

明治二十三年六月二十日

皇太后陛下

皇太子陛下

皇親國戚

諸公卿士

百官

庶民

皇民修身鑑卷之四

學海指針社



編

第一

○父母ハ、ワレヲウミ、ワレヲソダ

テ、タマヘル、オンジンナリ。

○父母ナケレバ、ワガミナシ、父母

ナケレバ、セイチヤウセズ。

○父母ノオンハ、山ヨリモ、タカク、

妙沖 ちゝのあと
をうたひてうた
がひゆく



五嶋刺

海ヨリモ フカシ。

○妙沖は、父のつみありて、ながされける
を、かなしみて、其あとにうたがひゆけり、
父してのち、うのつみゆるされしとき、其
ほねをせむひて、みやこへかへりたり。

第二

○世ニタチテハ、トモダチノ マジ
ハリ、カンエウナリ。

○タガヒニ マコトヲツクシ、イツ
 ハリナキヲ ムネトスベシ。
 ○ヨキトモハ シタシムベク、アシ
 キトモハ トホザクベシ。
 ○ヨキ友ニ交レバ ヨキ人トナリ、
 アシキ友ニ交レバ アシキ人トナル。
 ○水ハ 方圓ノ器ニシタガヒ、人ハ
 善惡ノ友ニヨル



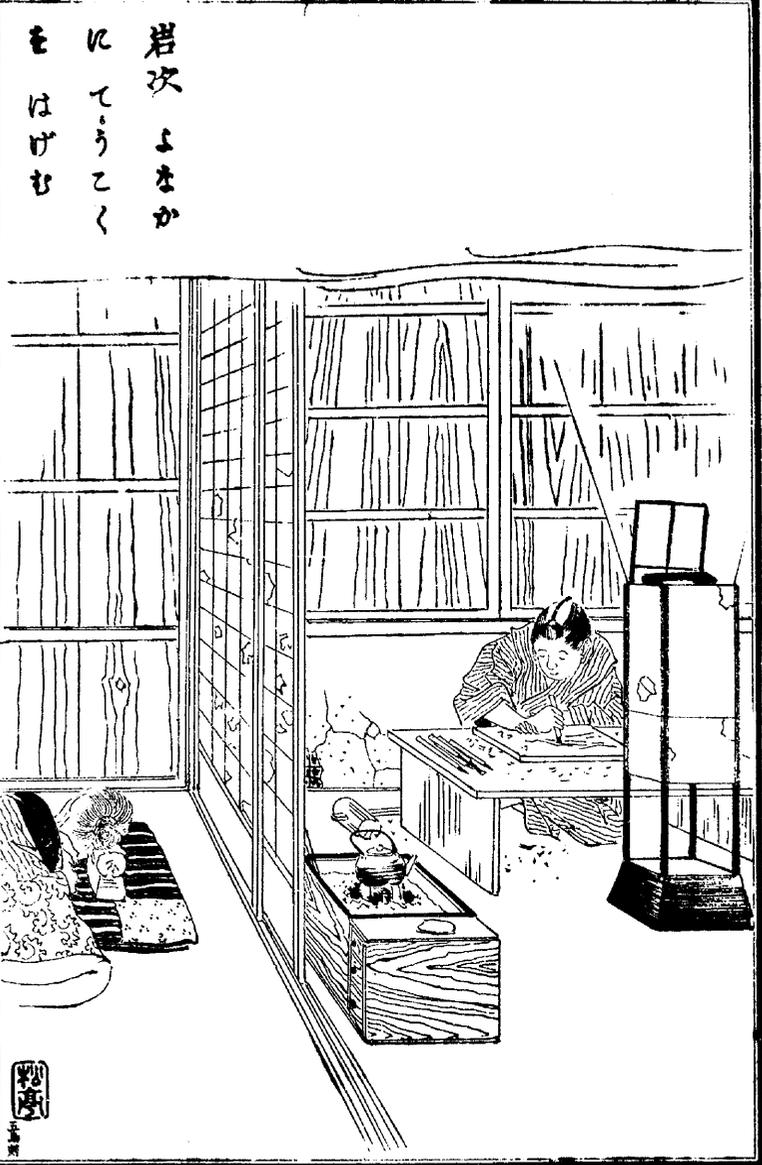
細井平洲 よく
 ともを あい
 して びうき
 よす

小倉

○細井平洲は、友をあいせし人なり、小河飛鳥の二人つまこと共にうのいへに來り居りしに四年のひさしき間、いとへるさますこしもなかりけりこぞ。

第三

○ワカキ時ニ ツトムレバ、老イテ
 ノノチニ タノシミ多シ。
 ○ワカキ時ニ オコタレバ、老イテ



岩次 よまか
 に てうこく
 を はげむ



ノノチニ クルシミ多シ。

○ツトムルハ 幸ノモトナリ。

○岩次は、いさげなくして、はんをほること
をならひ十三の時、母と祖母と二人の弟と
をやしなひたり。かば、たかみよりはう
びをたまはりたり。そのちとをへて、
いだいにいへこみさかにはたりとす。

第四

○身ヲツ、シミテ、オゴリタカブル
コトナカレ。

○オゴリタカブラザルハ、身ヲ安ク
スルノモトナリ。

○ミヅカラホムレバ、人コレヲアナ
ドル。

○ある人、ふねの中にて、けんトゆつのトま
んをし、塚原ト傳とあひせんとして、こ



塚原卜傳 かぶらう
まんものをこ
らす

もにはなれ島へゆきーに、卜傳にたば
かられて、島にのこされ、人にわらはれた
りどろ。

第五

○人ハツネニ、無益ノオゴリヲツ
ツシミテ、ツマシクスベシ。
○ツマシキ時ハ 家トミ、ツマシカ
ラ又時ハ 家マツシ。

徳川家康む
ぎめーを
よくす



○オゴル平家ハ ヒサシカラズトイ
ヘリ。

○徳川家康つねにむぎめーをたべられ
に、たろばのもの、下にこめのめーを入
れてまわらせける、家康大にどがめられ、人
は農民のくるりみをたもひて、つましくせ
ねばならぬものぞとささされたり。

第六

○人ノ行ハ、信ヲ本トス。
 ○信トハ、イツハラ又コトナリ、イ
 ツハラ又ハ、スナハチ正直ナリ。
 ○人トシテ信ナキハ、アタカモ 車
 ノクサビ ナキガゴトシ。

○安藤直次 あるた、かひに、てきのくび
 をとり、永井直勝をまねぎ、此くびをもち
 ゆき、てがらにせよといひけるに、直勝こ

永井直勝 いつ
 はりをいはず



星天彦抄 鑑

卷之四

集英堂藏版

松亭

れを家康にみせし時、直次がにたるくび
なりとて、すこしもいつはらざりき。

第七

○後悔ハ 過ヨリオコル。

○過ヲツグル人アラバ、ヨロコビテ
コレニシタガフベシ。

○過ヲアラタメザルハ、マコトノ過
ナリ。

米屋のつ
まふせい
のますを
みいさめ
てあやま
ちをあら
ためしむ



○ある米屋にて、かふ時は大いなる升ますを用ひ、うる時は小さき升を用ひたりしを、其家のよめにいさめられ、其のち、うるには大いなる升、かふには小さなる升を用ひ、あやまちをあらためたりとす。

第八

○心ハ 柔ニシテ、ヨクオダヤカナルベシ

○オダヤカナレバ、道理ニマヨハズ
分別アキラカナリ。

○又柔ナルモノハ、剛ニ勝ツコト多シ。

○柳ニ カザラレ 無シトイヘリ。

○中江藤樹は、ただやかなる學者なり、ある時江戸にきにけり、わる侍どもこれを見ていたく詈り試みけるに、藤樹物静にわび入りければ、

中江藤樹へ
りくだりて
あらうはず



侍^{まじ}ごも却^{かへ}てはぢいり、やがて門人^{もんじん}となれり。

第九

○何事ニヨラズ、人ノ難義^{たがひ}ヲミテ、
コレヲタスクルハ、仁慈^{にんじ}ノ行ナリ。

○貧^{マツ}シクシテ 病^ヤメル人ニ、金^{キン}銭^{セン}薬^{クサ}
ナド アタフルモ、仁慈^{にんじ}ナリ。

○仁慈^{にんじ}ハ、萬^{マン}善^{ゼン}ノ本ナリ。

○星野^{ほしの}彌^や兵^へ衛^ゑ十三歳^{じゅうさんさい}の時、きんにて、さ

星野彌兵衛
ぎゆうみ
んをすくふ



うごうをたこさんごするものありーを、
 みづから、かねやくくもつをもちゆき、ほ
 ごこーたれば、其さうごうもトづまりたり。

第十

○物ヲ發明スル人ハ、世ノ中ノ寶ナ
 リ。

○物ヲ發明セント思ハゞ、イカニ苦
 シトモ、志ヲカフベカラズ。

加藤景正
いんく
てたうき
をつくる



○物ハ苦ノ後ニ成ル。

○加藤景正、陶器をつくることをくふうして、人のたへがたき苦をいのび、つひに瀬戸焼をつくりいだしたり。

第十一

○君ニ仕ヘテハ、一身ノ利ヲカヘリミルナカレ。
○一身ノ利ヲスツレバ、他國ノ君ニ

仕フルノ用ナシ。

○忠臣ハ、二君ニツカヘズ。

○調伊企儼、みことのをうけ新羅をうちいかに、いくさやぶれてとらへられぬ。新羅王、伊企儼にせまりて、日本のいやうわがりのにくをくらへとよばしめしに、伊企儼かへりて、新羅王わがりの肉をくらへとよばはり、いさぎよくころされた

調伊企儼
らきわうを
のゝる



りといふ。

第十二

○皇室ヲタツトビ タテマツルハ、

國民第一ノ ツトメナリ

○此國ニウマレシ人ハ、イトケナキ
時ヨリ、朝廷ノ御恩ヲ ワキマヘテ、
忠義ノ道ヲ、シバラクモ ワスル
ベカラズ。



楠正成をーへを
正行にのこーみ
などがはにてせ
んーす

皇氏修身鑑 卷之四 集英堂藏本

○楠正成は 後醍醐天皇の勅をうけ、北條をほろぼし足利をうちて、朝廷のたんとために力をつくし、子正行に忠孝のをしへをのこし、つひに湊川にうち死して、忠臣の名を後の世にかゞやかしたり。

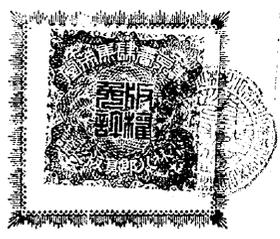
皇氏修身鑑卷之四 終

原田竹外書

木野嘉平刻

明治二十五年十月五日印刷
明治二十五年十月八日出版
版權所有

定價金五錢



著者 學海指針社
發行者 東京府平民
印刷者 小林八郎
發賣所 東京市日本橋區通旅籠町十一番地 集英堂本店
東京市日本橋區通旅籠町十一番地 集英堂支店
賣捌所 栃木縣宇都宮大工町
賣捌所 各府縣下書肆

